

特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会開催要綱

（目的）

第1条 近年の技術開発の状況と環境規制の動向を踏まえ、泡消火設備や不活性ガス消火設備等の特殊消火設備について、求められる性能を整理した上で、新たな設置基準等を検討する。

（検討会）

第2条 検討会の構成については次のとおりとする。

- (1) 検討会は、座長及び委員をもって構成する。
- (2) 消防庁予防課長は、座長及び委員を依頼する。また、消防庁予防課長は、オブザーバーの検討会への参加を認めることができる。
- (3) 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故のある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- (5) 検討会には、委員の代理者の出席を認める。
- (6) 座長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- (7) 検討会にはワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

（検討会公開の原則）

第3条 検討会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

（WG）

第4条 WGの構成については次のとおりとする。

- (1) WGは、主査及びWGメンバーをもって構成する。
- (2) 消防庁予防課長は、主査及びWGメンバーを依頼する。また、消防庁予防課長は、オブザーバーのWGへの参加を認めることができる。
- (3) 主査は、WGを代表し、会務を総括する。
- (4) 主査に事故のある場合は、主査が指名したWGメンバーがその職務を代理する。
- (5) WGには、WGメンバーの代理者の出席を認める。
- (6) 主査は、必要があると認めるときは、WGにWGメンバー以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（任期）

第5条 委員及びWGメンバーの任期は、消防庁予防課長が依頼した日から、令和3年3

月 31 日までとする

(事務局)

第 6 条 検討会及びWGに係る事務局は、消防庁予防課に置く。

(補足)

第 7 条 この要綱に定めるほか、検討会及びWGの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 8 日から施行する。